

流山市農業委員会
平成21年第7回
総会議事録

平成21年7月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成21年第7回総会議事録

1 期日 平成21年7月24日(金)

2 場所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
16番 高市 正義	

5 欠席委員(1名)

15番 秋谷 博

6 書記名 次長補佐 吉田 勝実
臨時職員 浮田 浩行

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 岡田 敏夫

8 会議目次

(1) 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	4
(3) 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	6
(4) 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について	8
(5) 議案第35号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明額について	10
(6) 議案題36号 地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について	12
(7) 報告第8号 専決処理の報告について	14

開会 午後4時01分

高市議長 それでは、ただいまから平成21年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、秋間委員の議席の指定を行います。

流山市農業委員会会議規則第7条第2項の規定により、議長が指定させていただきます。12番とさせていただきますよろしいですか。

(異議なしの声あり。)

次に、秋間委員には、所属小委員会については、第3小委員会に、また、農地違反転用対策委員会に所属していただきますので、御了承願います。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員は2名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。11番戸部委員、12番秋間委員を指名いたします。

また、会議の書記として吉田補佐及び浮田臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第30号並びに議案第32号から議案第36号及び報告第8号であります。

なお、議案第36号については、緊急を要する案件でありますので、流山市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、本日通知いたしますので、御了承願います。

それでは、先月審議保留となっております議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」のうち1番を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の1ページでございます。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が下記のとおりあったので、意見を求める。

平成21年7月24日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、先月審議保留となっていた案件でございます。

本件土地は、流山市南の畑、1,031㎡でございます。

案内図は、1ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。
大塚委員長 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

本案につきましては、去る6月25日に開催された農業委員会総会におきまして、議案第30号の1番として附議されたものですが、小委員会におけるヒアリングに権利者が欠席されたため、審議保留とすることに決定したものであります。このため、本日総会前に、再度小委員会を開催し権利者からのヒアリング並びに審議を行いました。

まずヒアリングの主な内容ですが、最初に権利者の営農状況についてお聞きしました。耕作面積は田が1町2反、畑が1町8反で、主な農業従事者数は、権利者のほか従業員が2名でしたが、他にも妻や子供など、いろいろな人が手伝いに来ているとのことでありました。畑の主な農作物は少量多品目で150種類ほど作っており、自然食品店やレストランに卸販売をしております。次に耕作に当たっての栽培方法についてお聞きしました。権利者は有機農法で農作業を行っているため、近隣の耕作者から雑草が繁茂しており虫が発生している、また、稗が進入してきて困っているなどの苦情が農業委員会に多く寄せられておりますことから、地域の方との摩擦が生じないように指導いたしました。

次に、権利者の耕作地は借地であるため、借地にするための法的手続きはすべて取っているかお聞きしました。現在耕作している3町のうち約3分の2は農地法などの手続きを行っていないため、この点につきましても法的に必要な手続きを取るよう強く指導いたしました。最後に、農業は地域の方々が協力して行っているものであるため、権利者の耕作方法は尊重いたしますが、耕作に当たっては、近隣の耕作者とトラブルが生じないように行っていたきたいと強く要望を申し伝えました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案の1番につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番(戸部委員) 6月の小委員会になぜ来られなかったのかの理由、それと有機栽培をやっているということで近隣の農家に迷惑をかけているということですが、それが無いようにとは言われていたとは思いますが、具体的に今後どのようにやっていくのかの2点について質問します。

岡田次長 まず小委員会を欠席した理由ですが、時間を失念したということでございます。ですから、今回は強く出席を求めて本日出席をいただいたと

ころでございます。それから有機栽培につきましては、近隣に迷惑をかけるということで農業委員会に苦情が多く寄せられてきたところでございます。この点につきましては、今回の小委員会の中で農業委員の皆さんから意見を強く伝えたところでございます。今年は稗もそれほど生えておらず、あぜの草刈りも月に1度ほど行っているということで、本人が申すには、今回は比較的良い状態で耕作されているということでございます。しかしながら農業は地域との連携が重要でございますので、地域の農業者と摩擦が生じないように、これからも耕作するよう強く要望、指導をしてまいりたいと思います。11番(戸部委員)稗などは、ひとつ生えてくると他の田んぼにどんどんいってしまふ。有機農法はわかるけれどもそれは手間暇かけてやるのが有機栽培だと思います。そこで、きちんと、もうちょっと確証を持って進めないと、これと同じことをもう1回繰り返すになりますよ。このことについては、今回、小委員会、農業委員会にかけられましたが、再度、事務局からもしっかり言ってほしいと思います。

(2番 藤井委員 入室、着席)

岡田次長 もちろん事務局からも強く要望はしますけれども、地域の農業委員さんもいらっしゃいますので、この点も含めてこれからも強く指導したいと思っております。

11番(戸部委員) はい。わかりました。

池田局長 今日の議案の中で去年と違う点は、新しく稗とか草を取る新しいやり方を入れたと。その結果、稗とかそういうものはだいぶ少なくなったということですが、その結果、稗とかそのままだ実証はされておられません。従いまして、このことにつきましては、各田んぼのある所の農業委員さんに御苦労ですが、ぜひともちょっと気にしていただいて、確認いただければと思っております。その中でも御本人には、今回の小委員会の中でかなり強く有機農法というのは放っておくだけではないんだというような御指導も強くありましたので、これからまた見守りながら、もしそれで不足しているのであれば、事務局としても本人に指導をしていきたいと思っております。

11番(戸部委員) 農業は有機農法とかいろいろな方法があると思いますが、それだけではやっていけません。周りもやっているわけですから。お互いに連携を取りあっていく必要があるということで、小委員会で強く言ったと思いますが、今後、近隣の耕作者、農業委員、事務局合わせて、このことについてはよく監視して、できなかつた場合は指導するという形でやってもらいたいと思います。

13番(石井委員) 先ほども言ったんですが、3町歩のうちに三分の一は利用集積をやっているそうです。しかし、あとの三分の二はやっていないそう

です。それで、手続きをしなさいと言いましたが地権者がそれを望まないんだと、そういう感じですから近くに地主さんがありましたらぜひ利用集積や賃貸借契約を結ぶように、地権者にお話をしてもらったらいいいと思いますがいかがでしょうか。

岡田次長 もちろん事務局もそうですけれども、地元の農業委員さんの仲介も必要になりますので、農業者と一緒にその点は法的な手続きをするように指導していきたいと考えております。

高市議長 よろしいでしょうか。

13番(石井委員) はい。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

11番(戸部委員) 金額はどのように設定してもいいと思いますが、この辺はきちっとやってもらいたいと思います。

岡田次長 三町歩ほど耕作しているようでございますから、そのうちの三分の二、残りの土地の名簿を農業委員会に提出してもらい、その土地の所有者を確認いたしまして、地元の農業委員さんにお知らせいたしますので、地主さんから法的な手続きをするように指導してまいりたいと思います。

11番(戸部委員) はい。わかりました。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり。)

質疑なしと認めます。これより表決を行います。

本案の1番について、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案の1番については、承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の2ページでございます。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年7月24日提出 流山市農業委員長 高市 正義
今月の3条の許可申請は、1件でございます。

申請地は、流山市平方の田、5筆、2,249㎡でございます。案内図は、2ページ、3ページ、4ページでございます。

譲受人は、市内で農業を営んでおります。

農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 御報告する前に申し上げます。

秋谷第3小委員会委員長におかれましては、病氣療養中のため、私が代わって御報告をさせていただきます。

それでは、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。最初に、権利者についてであります。年齢は59歳で、職業は兼農であります。義務者の年齢は53歳で、職業は大工であります。申請事由としては、経営規模の拡大を図るためということでありました。

次に、本案につきましては、関係者からのヒアリングを行っております。この主な内容であります。今回、申請に至った経緯や権利者の営農状況、また、売買価格などについてお聞きいたしました。

まず、申請の経緯であります。申請地は、相続により義務者が取得したものであります。農業を行っていない方が相続したため耕作されず、草刈りを行っている程度でありました。このため、誰かほかに耕作できる方を探したところ、土地改良区の協力もあり、今回、買受人が見つかったため、申請に至ったものであります。

次に権利者の営農状況ですが、農業従事者は3人で、現在の耕作面積は田と畑の合計で7,610平方メートルであります。また、売買価格は338万円で、1坪あたりでは約5千円とのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方。

11番(戸部委員) 売買価格が坪5千円ということですが、非常に安いように感じるんですけども。

小林副委員長 大きなトラクターが入れず雑草も生えていてだれも管理できず、土地改良区でも苦勞している非常に不便な場所です。ですから5千円でも買う方がいないようです。1反とか2反にまたがっていてトラクターも入りやすければいいですが、案内図にあるとおり場所がバラバラです。耕地整理はできていますが営農するには非常に不便なところですので、价格的には妥当ではないかと思えます。

11番（戸部委員）隣の地権者が買えば広くなって使える。そういう形はなかったんですね。

小林副委員長 買う方は違う方です。

11番（戸部委員）隣の人が買わなかったからですね。わかりました。

13番（石井委員）土地改良費、賦課金が滞納しておりますが、これは買う人が払うのでしょうか。地主が払うのでしょうか。

岡田次長 土地改良区から聞いた話では、売った方が払うということです。

小林副委員長 結果的には不耕作地が無くなるので非常にありがたいと思います。

高市議長 ほかに質疑ございますか。質疑なしと認めます。

（なしの声あり。）

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」（恒久転用）を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の3ページでございます。

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年7月24日提出 流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の4条の許可申請は、1件でございます。

申請地は、流山市西深井の畑、211㎡でございます。案内図は5ページ、6ページでございます。

転用目的は、専用住宅の建設です。所要資金は、1,200万円、自己資金が680万円、母親からの借入金が520万円でございます。他法令の関係は、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。初めに、転用理由であります。この土地は申請者が相続により所有している土地でありまして、ここに自分が住む住宅を建築した

いというものであります。

本案につきましても、申請に至った経緯や農地転用に伴う被害の防除対策、また、資金計画などについて、申請者からのヒアリングを行っております。まず、申請の経緯ですが、申請者は、現在、会社の社宅に住んでおりますが、部屋が狭いこと、また、経済的にも自立できているため、今回の申請に至ったとのことであります。また、申請地のすぐ東側には実家がありまして、ここに住む母親の介護度が高くなったため、実家の近くになれば介護の手伝いもできるようになるとのことでありました。

次に、被害防除対策ですが、住宅の建築に当たっては、土の流失など周囲に影響を及ぼさないように配慮し、隣接する関係者への説明も行っております。また、雨水・排水の処理については、浸透柵や合併処理浄化槽を設置し排水管に接続するというであります。

次に、資金計画につきましては、建築費等で約1,200万円で、これを自己資金と母親からの資金借入で賄うとのことであります。最後に、他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中とのことであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

3番(坂巻委員) 旗竿の土地のとりかたをしていますけれども。何か開発行為の要望とかがあるのですか。そういう何かあるので旗竿的に奥に住居がとってありますよね。それはどうでしょうか。

小林副委員長 前は東側なので太陽に当たる。ちょっとした野菜などが作れるからのようです。

3番(坂巻委員) はい、わかりました。

高市議長 ほかに質疑ございますか。質疑なしと認めます。

(なしの声あり。)

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の4ページでございます。

議案第34号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が下記のとおりあったので、意見を求める。

平成21年7月24日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の利用集積は、新規が2件でございます。なお、本案の権利者は、新規就農でございます。

まず、1番でございますが、流山市南の畑、4筆、1,387㎡でございます。案内図は、7ページでございます。

次に、2番でございますが、流山市大畔の畑、2筆、2,820㎡でございます。案内図は、8ページでございます。

次に、議案書の6ページでございますが、今年度の利用集積事業の累計表でございます。

また、各委員別の利用集積実績表を配布させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

引き続き、新規の掘り起こしに御尽力をお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月は、新規によるものが2件ありますが、借受ける権利者の方は、同じ方でありますので一括して御報告いたします。

本案の権利者につきましては、新規就農者となるため、申請に当たっては、40アールの耕作面積の要件を整え、また、耕作を行っていくことの誓約書、並びに、農業経営計画書と作付け計画書が添付されておりましたが、これらの点について確認をするため、本案についても申請者からのヒアリングを行いました。その主な内容であります。まず、申請者の年齢は39歳でありまして、農業を始めるきっかけとしては、3年前から流山に住み、休耕地などを見ていく中で、まず自分が農業を始め、新規就農者のひとつのモデルとなれるようにしたいということでありました。

次に、農業に対する知識や技能についてお聞きしました。

以前は大工の仕事などもしていたそうですが、流山で農業を行っている方が

ら、研修だけではなく実際に耕作をしながら基礎を学び、また、農林振興センターのセミナーへの参加やインターネットなども活用し研鑽をしているとのことでもあります。

次に、農器具などの所有についてお聞きしました。現在、トラクターについては高額なため、今は知人から借用しているとのことではありますが、耕運機や軽トラックなどは所有しておりました。なお、農器具の所有状況やマンパワーの関係から当面は畑作を中心に農業を続けていきたいということでもあります。

次に、耕作に当たっての栽培方法についてお聞きしました。この点については、農薬や化学肥料は使わずに行いたいということでしたが、防虫対策などについては、ネットを張るなどし、また、除草についてはコンパニオン作物の勉強もしておりまして、地域の方々とのコミュニケーションも大切にしながら農業を行っていきたいとのことでした。

次に、農作物の販売方法などについてお聞きしましたが、ホームページを使っての販売やレストランなどからの直接の注文、また、住民の方々を対象にして旬の野菜を地産地消してもらおうなど、ニーズは増えているとのことでもあります。

最後に、無農薬農法というお話から、耕作に当たっては、周囲の農家に迷惑をかけないように心がけるよう再度、要望を申し伝えました。以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番(戸部委員) 新規就農ということですが、どういう作物を作って、だいたい年間どのくらいで販売する予定なのか。その辺が分かりましたらお聞かせ願います。それから、これは第一段階ですよね。ですから今後はどういうふうにしていくのか。お聞きになっているようでしたらお聞かせください。

小林副委員長 今のところ始めたばかりなので主の野菜というはないようです。それから本人がこれから進めていきたいというのは規格外野菜をやりたい。それとホームページは『私が畑』というのを作りだいたい関心が高まってきているようです。これからは規格外野菜をいかに有効に使っていくかというのがひとつあるようです。それから、コンパニオン作物ですね。隣に虫が付きにくい野菜を植えて野菜と一緒に育てる理想的な手法も取り入れているようです。またお酢をまいて農薬変わりにしたりもしているようです。若い方がこれから農業に従事していく訳ですから、ぜひ流山市のモデルにな

るようにがんばるようにと話しております。

2番(藤井委員)彼は3年間研修というかたちで、さまざまな農作業を経験してきています。販売等につきましても何年か前から行ってきています。ただ農地法に係わる40アールを確保していなかったということで、今回申請したということです。今までホームページ上では都心の方たちが無農薬野菜に興味を持っている方が多くてそういう方はちょっと割高であっても購入してくれる。あるいはレストランのオーナーシェフたちがホームページを見て問い合わせがある、また宅配も行っているということです。また、近所の方や都心に住んでいる方も、自分の畑にぜひ顔を出してくださいと地産地消とはこういうものですよということで流山市のポテンシャルを凄く考えてくれており、若い人が農業に入りやすいような部分でインターネットなども活用して新たな行動をどんどん積極的にやっていきたいという熱い思いを持った方でした。

11番(戸部委員)3年間研修し知識もあり、また無農薬野菜ということで今後の販売ルートもある程度確保しているということですね。わかりました。
高市議長 ほかに質疑ございますか。

13番(石井委員)彼はうちの講習にも受けに来てくれていました。今、現在は新川農協の青壮年にも入っています。次は認定農業者にも入れるようがんばりますと言っていました。

小林副委員長 それからもうひとつ。機械なんですけれどもトラクターは知り合いの農園から借りています。市内で研修も行っています。

高市議長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

(なしの声あり。)

質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案については、承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第35号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の7ページでございます。

議案第35号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定に基づく証明願を次のとおりとする。

平成21年7月24日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いは、2件でございます。

まず、1番でございますが、流山市三輪野山4丁目の畑、427㎡でございます。

次に、2番でございますが、流山市三輪野山4丁目の畑、556㎡でございます。

案内図は、9ページでございます。1番と2番の関係でございますが親子でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第35号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御報告いたします。

今月は2件の申請がありましたが、申請者は同じ世帯の方でありますので一括して御報告いたします。

本案につきましても、申請者からのヒアリング並びに現地調査を行っております。

申請理由につきましては、今まで農業を中心に行っていた方が、昨年79歳で亡くなられたため、今後は今までのように、耕作を続けていくことが困難になったというものであります。

また、現地も確認しておりますが、申請地は、市街化区域にあり、今まで生産緑地として耕作を続けてきたものではありませんが、隣接地や周囲の土地を見ましても区画整理が行われ、多くの住宅が建てられている状況でありました。

こうした中、今後の土地の利用計画についてもお聞きしましたところ、相続税の支払いなどがあるため、売却したいと考えているとのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、農業の主たる従事者として、証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第36号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の8ページでございます。

議案第36号 地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について

平成21年7月24日付け流行第18号で流山市長から協議のあったこのことについて、次のとおり回答するものとする。

平成21年7月24日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、農地法の改正に伴い、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例を改正する必要があることから、千葉県知事から流山市長に対し、地方自治法第252条の17の2第2項の規定による協議があったものでございます。このため流山市長から農業委員会長に対しまして、市長の権限に属する事務の一部委任について協議があったものでございます。

農転用許可事務等につきましては、平成16年4月1日から千葉県知事から権限移譲を受け、本市農業委員会が事務処理を行ってきたところでございますが、このたびの農地法の改正を受けまして、新たに事務処理を行うことになる事務が追加されたことから協議があったものでございます。

委任される内容でございますが、現在、国や都道府県による農地の転用はすべて許可が不要でございますが、これを病院や学校、社会福祉施設、庁舎、宿舍の建物等は許可を必要とするものに見直すというものでございます。許可権者、これは流山市農業委員会長も許可権者でございますが、そこと国、県が、流山市農業委員会の場合は2ヘクタール以下でございますけれども、そこと協議は必要ということで、通常今まで許可は必要としなかったわけですが、今度は協議が必要になるというものでございます。

例えば、県立学校を建てるために農地を転用する場合には、県の教育担当部署が農地担当部署と協議するというものでございます。それから、51条の命令書の交付等につきましては、従前は83条の2、違反転用に対する処

分でございましたが、改正により条文が整理されたことに伴いまして、現在、違反転用には違反者に対して原状回復命令を行うことができ、行政代執行法に基づいて原状回復し費用を徴収できることになってございます。しかしながら、原状回復する見込みがない場合や違反者が誰か分からない場合、緊急性がある場合には代執行できないため、改めて農地法に制度を設けて対応するということから新たに委任されるものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

11番(戸部委員) 今まで病院や県立高校は許可の協議は必要なかったけれども、今回、農地法が改正されてなぜ協議が必要になったのか。その辺の理由についてお聞かせください。

岡田次長 これは農地法の改正の趣旨が有効な農地を確保することがまず第一点でございますので、国、県が農地許可権者でありましたので、農地担当部署の意見を聞かないで勝手に農地を減らすことは、好ましくないのではなかろうか、という判断のもとにこの度設けられたのだと考えております。

11番(戸部委員) 協議ということになると、拒否権も出来るわけですか。

岡田次長 今後は第1種農地などの転用は難しいと思います。ただ現時点でお話しできますのは、法律は公布されましたけれども政省令はまだ出ておりません。その点も含めて政省令が分かった段階でその辺は明らかになるかと思えます。現時点では、国や県が農地を転用をする場合は、農業委員会と協議することになるということです。

11番(戸部委員) はい。わかりました。

2番(藤井委員) この51条の2項、3項、4項を条文整理をすることによって、今まで違反転用をした方たちには、やりどくで、ほとんど改善されていない方が多く見受けられますが、そういったことが是正できるんでしょうか。それとも今までとあまり変わらないんでしょうか。

岡田次長 これにつきましては、農地区分というものがありまして、1種農地の場合はかなり強く出来ると思いますが、流山市の場合は2種、3種農地がほとんどでございますので、そこにつきましては基本的に許可申請があれば許可できる土地でございます。法律が改正されたからといってもすぐこれが効力を発することができるか。今の時点ではまだ法律の概要がわかりませんので御理解いただきたいと思えます。

2番(藤井委員) わかりました。

池田局長 今までも違反転用はある程度厳密に処理されてきております。ですけれども流山市の特徴として2種、3種農地がほとんどということござ

います。法はあくまでも転用するに当たっては農業委員会の届出、許可が必要となります。ただ、今回の改正農地法の中では、もっと転用については厳しく、それから所有から利用の方に農地の在り方を変えていこうという趣旨でございます。ですので違反転用についてはもっと厳しく見ていきたいと思います。ということが改正の趣旨でございます。

2番（藤井委員）例えば仲介に入る設計事務所が同じ事務所であった場合には、今度は正規の違う申請があった時はペナルティを科すとか、何らかの防御策をしなければ違反転用をした人が得をし、法律をきちんと順守した人が損をするような不公平な流山市になってしまうので、その辺、今後よろしくをお願いします。

池田局長 はい。

高市議長 農地法が改正され今後ますます厳しくなっていってまいりますので、農業委員の皆様にも今まで以上によりしくお願いしたいと思っております。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり。）

質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、新たに委任を受けることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、新たに委任を受ける旨、回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第8号「専決処理の報告について」報告を求めます。

岡田次長

岡田次長 それでは議案書の9ページでございます。

報告第8号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年7月24日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

まず1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。これは先月分でございますが全部で4件の届出がございました。転用目的はすべて住宅用地でございます。計4件、4筆、1,192㎡、内訳は田、2筆、153㎡、畑2筆、1,039㎡でございます。

次に2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございます。これも先月分でございますが、次の11ページでございますが全部で12件でございます。移転の原因別では、売買が12件でございます。転用目的別では、住宅用地が11件、植林が1件でございます。以上12件、24筆、1

1,646㎡、内訳は畑が24筆11,646㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

11番(戸部委員) 農地法第5条第1項第3号の規定の届出場所に東初石が最近多いのですが、この辺の傾向は何かつかんでいるのでしょうか。

岡田次長 これは初石のマンションでございます。マンションの1室売りでございます。地目が変われないということで、所有権移転をするためにできておりますのでご理解いただきたいと思っております。

11番(戸部委員) わかりました。

高市議長 ほかに御質問、ご意見ございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時04分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年7月24日

議長 流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員会 委員 戸部 源房

流山市農業委員会 委員 秋間 高義